

## 令和元年第9回宇佐市教育委員会会議録

令和元年8月28日午後4時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員  
教育長 竹内 新  
教育長職務代理 古里 万里子  
委員 佐藤 修水  
委員 松永 建比古  
委員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長 上田 誠之  
学校教育課長 竹下 富美子  
学校給食課長 久井田 裕  
図書館長 松壽 敬  
社会教育課生涯学習係主幹（総括）小幡 聡美

※社会教育課長は出張で不在

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

### ◎附議事項

- 議第79号 宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について  
(教育総務課)
- 議第80号 宇佐市学校施設使用条例施行規則の一部改正について  
(教育総務課)
- 議第81号 宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について  
(学校教育課)
- 議第82号 指定校変更について  
(学校教育課)
- 議第83号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について  
(社会教育課)
- 議第84号 公民館運営審議会委員の委嘱について  
(社会教育課)

◎追加議案

議第85号 令和元年9月教育費一般会計補正予算（第2号）（案）について  
（各課）

議第86号 宇佐市立幼稚園条例の一部改正について （学校教育課）

◎報告事項

（1）宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について  
（学校給食課）

（2）9月の行事等の予定について （各課）

（開会 午後4時00分）

教 育 長 令和元年第9回宇佐市教育委員会の開会を告げる。  
事 務 局 （令和元年第8回の会議録を読み上げる）  
令和元年第8回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第79号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、  
教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第79号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、  
ご説明します。3Pをご覧ください。  
（詳細については、議案に記載）

教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。  
ないようですので、議第79号宇佐市教育委員会事務局処務規則の  
一部改正については、承認とし、次に議第80号宇佐市学校施設使  
用条例施行規則の一部改正について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第80号宇佐市学校施設使用条例施行規則の一部改正について、  
ご説明します。5Pをご覧ください。  
（詳細については、議案に記載）

教 育 長 何か、ご意見等はありませんか。  
委 員 員 例えば、9月1日に使用したいときは、申請が可能になるのは8月  
1日からになるのですか。

教育総務課長 1日の場合はそうなります。  
委 員 員 ですよ。これを前月の初日にすると、メリットは少ないと思いま  
す。例えば、60日前とか何日前とかすると、すべての申請者にメ  
リットがあると思うのですが。

教育総務課長 今回の取り扱いが、使用しようとする日の月の前月の初日から、受け付けをしているという現状がありますので、それに合わせた表記に変えたということになります。

委員 改正前が使用しようとする日の1ヶ月前という記述だったのが、改正後に「前月の初日」に変更になっただけで、ちょっと気になったので質問しました。

事務局 申請をする大半の方が1ヶ月ごとに1枚の申請書で申請して、大体の方が毎週何曜日というかたちで申請するので、使用したい日が月ごとに異なり、始まりの日もまちまちです。そういったこともありまして、こういう取扱いにさせていただきました。

委員 はい、わかりました。

教育長 この表現で利用者の方々には、問題なく理解されるであろうと思いますので、差し障りはないと思います。他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第80号宇佐市学校施設使用条例施行規則の一部改正については、承認とし、次に議第81号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第81号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご説明します。6Pをご覧ください。

この宇佐市いじめ問題対策連絡協議会は、宇佐市いじめ問題対策連絡協議会設置等条例に基づき、このいじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会というのを設置しています。その中には、いじめ問題対策連絡協議会委員の組織については、15人以内をもって組織すること、その中には私市立学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、大分県警察等、又その他教育委員会が必要と認めるもののうちから、教育委員会が委嘱するというふうに規定されています。

(詳細は議案に記載)

また、いじめ問題専門委員会の専門委員については、規定では5人以内をもって組織するとなっています。その組織の中では、委員は学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、委嘱するというように規定されています。

(詳細は議案に記載)

教育長 何か、意見等はありませんか。

委員 協議会の委員と専門委員会の委員の役割について、教えてください。

学校教育課長 対策連絡協議会については、いじめの防止に関する機関が連携していくことが大切でありますので、そういったいじめの防止に係る機関や団体と連携を図るという目的で、このいじめ問題対策連絡

協議会を設置しております。ですので、具体的に年間2回の連絡協議会をもちまして、その中で今の宇佐市の子どもたちの現状、抱えている課題等、またいじめの状況等もその中で共有していきながら、皆さんが連携を密にして、いじめの防止に努めていく話し合いが、持たれています。この会議に出席するだけでは当然ありませんので、気になることがあったりしたときは、それぞれで連携が取りやすいようにしていくという目的もあります。それから、いじめ問題専門委員会というのは、特にいじめが発生し、調査が必要であったり、専門的に皆さんで協議をすることが必要と認めた場合に市教委が招集をするということになっています。また、重大事案が発生した場合なども招集をすることになります。ですので、専門委員会は年間を通して、定期的で開催しているようなものではなく、そういった事態になったときに集まっただき、専門的に解決に向けて話し合うということになっています。少ない人数でこういった専門の方々ばかりの会議になっています。いじめ防止推進法が策定された後に、この条例も策定しましたが、幸いに専門委員会については、開催したことはありません。そういった役割がそれぞれの会にはあります。

教 育 長  
委 員

他に、何か意見等はありませんか。

先ほどの説明では、連絡協議会そのものは、いろんな市内の機関の情報交換の場でもあるということでしたが、情報を提供する側としては、学校が主であると思います。小・中学校の校長会の代表や生徒指導部会の教諭代表であるとか。これまで、何回か協議会を開催した中で、どういった課題が取り上げられましたか。

学校教育課長

今、抱えている大きな課題としては、小・中学校も学校の中だけで解決することが難しい案件が非常にありますので、学校といじめに遭ったというご家庭だけではなく、ちょっと違った側面から、地域の方であったり、PTAであったり、時には児童相談所に関わってもらうこともあります。学校の中だけでは、解決できない、できにくいということがありますので、この協議会の中でも、気になったこと、困った時には情報をすぐにあげたり、受け取ったりしながら、やはり早い解決を図っていくことが大切だと思っています。市長部局の福祉課、子育て支援課の方々にも委員に入ってもらっていますが、特に子育て支援課と連携を十分にするということが重要になっています。

委 員

参考になりました。連絡協議会の委員は15人以内ということですね。これ以上は増やせないということですね。というのも、これからの時代というのは、メディアが中心となると思います。小・中学校はメ

ディアコントロールしているみたいですが、もう学校の教員ではコントロールできない。親子でもスマホを使用する時間などはコントロールできない。だから、専門家が必要ではないかなと思ったのです。今後近いうちに、連絡協議会の委員、あるいは専門委員の中に、そういった学識経験があり、各分野に通じた人を、やはり1人は置いておかないと、ついていけないのではないかなと思います。できたら、そういった人を委員に入れるよう考えてほしいと思います。特に、学校の先生でそういったことに精通した人がいれば、カバーできると思いますが。

学校教育課長 委員がおっしゃられたように、新たな課題ということで、情報モラルに関しては、学校の方でも授業の中で情報モラル教育は行っていますし、保護者とともに情報モラル教室とか、情報セキュリティ教室なども行っています。そういったときには、専門の方に講師をお願いしています。日常の授業の中で、機器の取り扱いとともに、心の教育も行っています。

委 員 小さな街の方がいわゆるラインはずし、仲間外しなどのいじめが横行しているという話を聞くので、大都会に限らず田舎の方でも、この問題はあるだろうかと心配しています。

学校教育課長 宇佐市では、専門的なラインを使った相談などはしていないのですが、ネットいじめ相談など、ラインで相談する窓口も県教委が主催して行っており、リーフレットを配布するなど、悩み事についての対策も行っています。

委 員 いろんな機関が連携して、考えてくれているのは、非常に心強いと思います。夏休み明けというのは、不登校、自殺者が一番増える時期でもあります。巷では子ども六法みたいなものが話題になって、いじめをどうやってなくすかということが言われていますが、実際に子どもはいじめにあって、担任や親に言ったけれども、いじめが止まらないというような時に、その子が次にどうしたらいいのかなという手だてとこののを子どもにどういうふうに教えていくのかなと。子ども自身が八方塞がりになって、諦めるしかないみたいな状況に陥らないための手だてを各学校でとっているかなというところが気になりました。担任だけではなくて、学校の他の先生もみんな、あなたを大事に想っているから、誰に話しても解決できるようにするから、誰に話してもいいんだよと。それでも解決できないときは、こういう方法もあるよとか。子どもの方が諦めて、いじめが止まらないと思ってしまうと、不登校になったり、自殺につながったりすると思います。そういった新学期が始まると不安定な時期もあると思うので、特に学校はそういうところを取り組んでほしい

と思います。

学校教育課長 委員のおっしゃるとおりで、担任だけではなく、学校全体として、小さなサインも見逃さない体制作りというのを、アンテナを高くしてするというのは、基本中の基本でチーム学校では取り組んでいます。だからこそ日々の小さな子供たちの変化に気づけるような先生たちの力量といたしますか、確実な目が必要ですし、それがひとりの目でなく多くの目でということで各学校には指導しております。とにかく子どもたちと向き合って、例えばいじめアンケートなどをして、表れてくる部分は面談を十分しながら、引き出していくことができるのですが、そうでない部分で、委員がおっしゃられたような個で抱えてしまっているときは、気づきをするしかない部分というところではあります。日頃からの学級作り、仲間作りを根底におきながら、学校全体で進めて、これをしたから、こうとかすぐにはできないですが、いじめの未然防止と早期発見は重要なことであると思っています。

委員 先ほどの委員の意見とちょっと関連するのですが、協議会の委員さんは今名簿に上がっているのは13人ですね。問題の種類によっては、この方々だけでは解決できない案件というのは非常に多いと思います。先ほどの、メディアの件もそうですし、特に対象が女子であれば、この委員の中には女性は一人しかいらっしゃらない。そんな中で、保護者の意見も聞きたいということであれば、PTA連合会の方の女性副会長さんであるとか、そういった方の意見も必要なのではないかなと思います。なにか専門性をもった案件が出てくれば、その専門的な方をオブザーバーでお呼びして、お話しを聞いたりとか、いろんなことができるのではないかなと思います。特に、この13名の中で全部が解決できるようなものではないと思いますので、専門的なことはオブザーバーとして、そういう方をお呼びして、意見を聞きながら進めていくというような方向がよいのではないかなと思います。

教 育 長 ご意見、ありがとうございます。委員の人数の上限は規則を変えれば、変えられるわけですし、予算的などところは必要に応じてとっていくということになりますので、今規定していく人数が絶対に超えられないということではありません。それでは、議第81号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、承認とし、次に議第82号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第82号指定校変更について、ご説明します。7Pをご覧ください。今回は、新小学校1年生が2人、中学校1年生が1人、中学校2年生が1人の計4人です。なお、通学途中の事故につきましては

保護者が一切の責任を持つこととなります。

(変更理由等については、議案に記載)

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第82号指定校変更について、番号1～4までの全てについて、承認とし、次に議第83号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課

議第83号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。8Pをご覧ください。

(詳細は、議案に記載)

小浜氏は、平成25年度まで、中学校の教員をされており、院内中学校の校長として、定年退職をされました。その後、社会教育指導員として、5年間勤務をしていただいております。学校に関しましても、社会教育に関しましても、大変詳しい方ですので、適任であると思っております。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第83号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に議第84号公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課

議第84号公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。9Pをご覧ください。

(詳細は、議案に記載)

野島裕見子さんにつきましては、現在四日市公民館で四日市婦人学級の委員長をされています。香下雄司さんにつきましては、今年の3月まで両川公民館の館長をされていました。お二方とも、公民館のことや、公民館活動について、よくご理解をいただいております。適任であると思っております。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長

何か、意見等はありませんか。ないようですので、次に追加議案の議第85号令和元年9月教育費一般会計補正予算(第2号)(案)について、各課に説明を求める。

教育総務課長

教育総務課に関連する補正予算について、ご説明いたします。まず、追加議案の2Pをご覧ください。学校施設整備費(小学校)について、安全安心な学校づくりのため、佐田小学校周辺排水施設の整備等を行うということで補正額が5,403千円となっています。これにつきましては、後ほど詳しくご説明します。次に7Pの債務負担行為ですが、小学校警備業務委託及び中学校警備業務委託についてです。まず小学校警備業務委託について、5年間の契約で、34,855千円。中学校警備業務委託についても5年契約で、10,900千円という債務負担を設定するものです。これについては、一定期間の5

年間とすることで、契約金額の節減も見込まれますし、業務の性質上、年度当初より業務を開始する必要があるため、令和2年度～6年度分の契約について、今年度中に契約事務を始めるために、債務負担行為を設定するものです。契約の内容としましては、全小・中学校の警備業務ということで、建物の火災、不審者の侵入、盗難、不法行為等の警備業務ということになります。事故が発生した場合は、連絡先への通報。又、異常事態が発生した場合も緊急対応などが業務内容となっています。続きまして、歳入についてですが、教育総務課はありません。歳出について、14Pをご覧ください。

10款教育費2項小学校費について、工事請負費の学校施設補修工事として、5,403千円。この内容としましては、2件予定しております。そのうちの1件につきまして、先ほど概要のところの説明しました佐田小学校周辺の法面補修及び排水経路の補修工事ということで金額としましては、2,904千円を予定しています。この件につきましては、平成28年度に佐田小学校の南側の斜面の一部が崩落して、その下の田んぼの農業用排水路を塞いだという事例が発生し、一旦その水路は補修したのですが、崩落した原因が佐田小学校の学校排水がそこに堆積した土砂等で塞がれて、その排水路を通らず、法面を通過していたと。それが影響して、法面が壊れた可能性が高いということで、その後そのままになっていたということで最初の方は安心院支所の方で対応していたものですから、教育総務課の方は平成28年度時点では知らなかったのですが。昨年の年度途中でどうもそれが原因だということで、今回の補正ということになりました。今回は、崩れた法面をコンクリートブロックで補修しまして、排水路につきましては、農業用水路に落ちていたのですが、前回と同じように農業用水路に落とすと、同じようなことを繰り返しますので、その横に川が流れていますので、川に直接排水を流すような、新たに排水経路を設けるということになりました。以上のように法面と排水路を整備する工事となります。もう1件は、高家小学校の記念碑の移設工事として、2,499千円を予定しております。この2件を合わせて、5,403千円となります。高家小学校の件につきましては、高家小学校の正門のロータリーの市道よりも地上面より5mの高さの石造りの記念碑が造られており、建築年は不明ですが、大正時代ではないかと思われれます。不安定な形状で造築されていますので、その横を児童が登下校で通学する導線にもあるということで、近年いつ発生するかわからない大規模災害に備えて、移転してほうがよいという判断になりまして、今回ロータリーから体育館の前の平らな場所へ移設するという工事内容です。その2件



を合わせて、5,403千円の工事費の補正を行うところです。以上です。

(詳細は、議案に記載)

学校教育課長 学校教育課に関連する補正予算について、ご説明いたします。まず2Pをご覧ください。教育振興費(中学校)の事業概要として、市内の中学校に通学する生徒の保護者に対し、ヘルメット購入費の一部を補助金として支給するというもので、一般財源より1,740千円となります。詳しくは、後ほどご説明します。次に7Pをご覧ください。学校教育課の債務負担行為についてですが、全部で4件となります。この4件とも10月からの消費税に伴う債務負担行為の増額となっています。

次に、歳出についてですが、10款1項3目の教育振興費について、ご説明します。この目では、学校教育課の総務的経費の予算を計上しておりまして、補正額1,030千円の増額で合計252,359千円となっています。学校への指定寄附による図書購入費と学校用備品代となっています。次に10款3項2目 中学校費の教育振興費について、補正額が1,740千円の増額で合計が89,279千円となっています。先ほど、概要にありました自転車通学用ヘルメット購入費の補助金として、1,740千円を計上しています。これにつきましては、冒頭に教育長からのお話しにもありましたが、この補助金をヘルメットの購入費の一部を補助することで保護者の経済的な負担を軽減し、生徒のヘルメットの購入、登下校時の着用の推進を図りたいということが大きな目的です。今、現状でヘルメットを着用していない4つの中学校についても、PTAの啓発とか、生徒への安全指導等も進めておりまして、ヘルメットの着用についても全面的に学校もPTAも推奨しておりますので、その後押しをしたいということで、今回ヘルメットの購入費補助ということで計上いたしました。具体的には1人当たり1,300円の補助をしますということで、対象は宇佐市内の中学校に自転車通学する生徒の保護者でヘルメットを購入した者です。すでに遠距離通学等で補助を受けている生徒も何名かおりますので、その生徒は対象にはなりません。各学校に聞いたところ、ほぼすべて自転車通学については、申請がなされ、許可しているという状況でした。着用している人、今後購入して着用する人については、保護者が申請を出して、補助していくというかたちになります。次に10款4項1目の幼稚園費についてですが、これは幼稚園における総務的経費を計上しておりまして、補正額109千円の増額で、3,226千円となっています。幼児教育の保育の無償化が実施されることに伴い、幼稚園の給食の中の副食費代を無

償とするためのものです。以上です。

(詳細は、議案に記載)

社会教育課

社会教育課に関連する補正予算について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

三和文庫運営協議会費についてですが、今年度も三和酒類(株)より、郷土資料、歴史・文化財等の資料購入などのために1,000千円の寄附をいただきました。三和文庫運営基金に積立てを行う経費として、補正額1,000千円を計上しております。次に、文化財保護費・市内遺跡発掘調査事業費に係る補正予算案でございます。文化財保護費に関しましては、本年4月に小部遺跡にて古墳時代前期の大型掘立柱建物跡が発見され、国指定史跡を目指すようになりましたので、文化庁への協議旅費175千円の増でございます。また、市内遺跡発掘調査事業については、小部遺跡の調査に関わるものが補正予算の主な要因であります。遺跡で出土しました遺物を整理するための整理作業員賃金732千円、大学教授等で構成されます調査指導委員の謝金54千円、旅費64千円、小部遺跡周辺の地形測量図作成委託費等4,044千円、緊急発掘用の重機借り上げ料など335千円など、補正予算案額5,541千円となります。10款5項4目の文化財保護費総計6,541千円増額するものです。以上です。

(詳細は、議案に記載)

図書館長

図書館に関連する補正予算について、ご説明いたします。7Pをご覧ください。債務負担行為について、宇佐市民図書館コンピューターシステム保守委託についてですが、この図書館コンピューターシステムは図書館サービスの根幹である貸出、返却、蔵書管理全般に関して使用しているコンピューターシステムです。これを令和元年度から令和5年度までの5年間、保守・委託する事業につきまして、その他の消費税の増税に伴い、翌年度以降にわたって契約金額が変更になったため、その差額である319千円を増額するものです。以上です。

(詳細は、議案に記載)

学校給食課長

学校給食課に関連する補正予算について、ご説明いたします。7Pをご覧ください。宇佐学校給食センター及び南部学校給食センターの債務負担行為について、3件ありますが、それぞれ消費税率の変更に伴う増額補正によるものです。

続いて、16Pをご覧ください。10款教育費6項4目給食センター運営費について、今回の補正額は1,787千円で補正後の金額は388,353千円です。その内訳ですが、まず11節需用費の327千円

の補正となっており、宇佐学校給食センターの110千円の修繕、それとボイラー設備の燃焼にかかわるモーターの交換です。それと蒸気の配管に漏れがあり、応急処置をしておりますが、そちらを本格修理するための修繕費です。それから南部学校給食センターのシャッターの防虫にかかる機能を追加する修繕費及びガスの配管の定期的な交換が必要になってきた部分の修繕費ということで合計が357千円となっております。続きまして14節の使用料及び賃借料ですが、こちらは420千円の増額になっております。こちらがセンターで使用しておりました生ごみ処理機が故障しまして、修理ができなということで買い替えも検討したのですが、買い替えるよりもリースの方がいいだろうという判断になりまして、リース料を補正するものです。以上です。

(詳細は議案に記載)

- 教 育 長 何か、質問等ありませんか。
- 委 員 ヘルメットの購入費用の補助について、来年度以降も補助はあるのですか。
- 学校教育課長 はい。補助金等検討委員会で要綱なども作成いたしましたので、来年度以降当面の間は補助ができるようになっております。補助金については、市の中で3年をスパンにして見直すということになっていまして、現時点ではいつまでかはわかりませんが、今年度だけに限ったわけではありません。
- 委 員 小・中学校の警備業務委託についてですが、働き方改革の一環で、学校側が楽になるというようなことはありますか。
- 教育総務課長 小・中学校の警備業務委託については、現在も行っておりまして、警備会社が機械を設置し、警備をしております、それが切り替えの時期になるので、新たな契約を結ぶということになります。現在も行っている業務委託です。
- 委 員 先ほど、次長のほうから説明があった学校施設整備費についてですが、学校の方から要望があって計画的に予算要求するような流れになるのですか。今、大雨警報がでたり、洪水警報がでたりして、市内の特に山間地域は不安でたまらない部分が多いのですが、学校の中でも気づかない部分が結構あるのではないかと思います。台風などで警報が出たりした後は、異常はないでしょうかと学校に問い合わせすると思うのですが、先生たちの目測だけでは施設関係のことはわからないこともあるので、定期的に学校施設に精通した職員が現場にいたりして、なかなか人手もないと思うのですがこれを機に再点検してほしいと思います。
- 教育総務課長 施設面の点検については、当然台風などがきた後は、学校に問い合

わせして、異常の有無などを確認しています。学校からの要望については、確認している状況です。それとは別に、学校施設整備系の技師が年に1回、学校に行きまして、学校施設の定期点検をおこなっています。外壁、屋根、中の天井など、点検項目がかなりあるのですが、建築士の目を見て、ひび割れ等のチェックをしまして、補修が必要なものについては、随時やっていくというような状況です。

委員 わかりました。ありがとうございました。

教育長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第85号令和元年9月教育費一般会計補正予算(第2号)(案)については、承認とし、次に議第86号宇佐市立幼稚園条例の一部改正について、学校教育課に説明を求め。

学校教育課長 議第86号宇佐市立幼稚園条例の一部改正について、ご説明いたします。17Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教育長 何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第86号宇佐市立幼稚園条例の一部改正については、承認とし、続いて報告第1号宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について、学校給食課に説明を求め。

学校給食課長 まず令和元年度宇佐学校給食センター運営委員会総会について、ご報告します。

(詳細は議案に記載)

続いて令和元年度南部学校給食センター運営委員会総会について、ご報告します。

(詳細は議案に記載)

教育長 何か、意見等はありませんか。

委員 給食費の徴収方法について、過去に口座振替にするか、どうするかということで、かなりいろんな意見が出て、喧々諤々とここまで行き着くまでにかかなりの時間を要した経緯があるのですが、口座振替になって、特に以前から指摘されていたような問題になるようなことは、今の段階では感じられないですか。

学校給食課長 口座振替になったと同時に生活保護の関係の方と、就学援助の関係の方については、市から直接納付されるようになりましたので、その分については100%納付されるようになりました。以前は、一旦手元に入ると、どうしても疎かになりがちであったところが100%納付できるようになったので、その点については対象者の方々の好評を得ております。ただし、今までは地域の手を通じて集金してい

ましたが、今は、全く人目につかない形になったので、ちょっとルーズな方がでてきたかなと思います。新しいパターンでの滞納者の出現に起因する徴収率の変動につきましては、以前に懸念されていたような大きな落ち込みはなく、99%は維持しておりますけど、南部センターも大きく下がることなく推移しております。ただそれには、先ほど言いましたように再徴収、再振替についての細かい連絡等をする事務的な手間は増えているような状況です。

教 育 長 他に、何か意見等はありませんか。ないようですので、続いて報告第2項9月の各課の行事等の予定について、各課に説明を求める。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。  
ないようですので、続きまして次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程についてですが、9月25日水曜日の午後2時00分から教育委員会2階会議室を予定しております。

教 育 長 何か、全体を通して意見等ありませんか。  
ないようですので、次回教育委員会は9月25日水曜日の午後2時00分から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第9回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時45分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。